

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見提出様式

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

治療に至る以前の問題として、病気の予防や健康管理が重要である。また、動物愛護管理法第7条第2項の規定にあるように、病気に関する知識の習得は飼い主の責務になっており、「診療の補助や看護」と「愛護及び適正飼養（の指導）」は密接な関係にあることから、いずれについても、必要なこと（学習しなければならないこと）を省略することがあってはならないと考えられる。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

ニーズは、「動物病院の中での業務」だけにとどまらず、「動物病院以外の分野での業務」にも広がりつつある。

動物愛護管理法第3条では、「動物の愛護と適正な飼養に関し、学校・地

域・家庭等における教育活動等を通じた普及啓発」の重要性を指摘しているが、かかる普及啓発業務を、全国各地の動物取扱業の各種の業種、動物愛護に関する各種の団体の活動、災害時の救護活動や適正飼養教育のボランティア活動の場において、指導的立場で主導していく担い手としての役割を果たしていくべきである。このことは、愛玩動物看護師の資格取得者が、動物取扱責任者の資格要件を満たす規定とも符合することである。

なお、「動物病院の中での業務」であるが、獣医師は、その専門的な識見や技術に基づいた医療行為を実施。対して、愛玩動物看護師は、獣医師の医療行為のサポートに加えて、愛玩動物の病気予防や健康管理、健康管理のための飼い主指導を実施。ということが、基本になると考えられる。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

業務独占は、獣医師の業務の範囲内に限定すべきである。ただし、獣医師法の規定では、主に行為と動物種の2つでもって独占業務（獣医療業務）を規定しているが、動物種の限定部分については柔軟に扱うことが適当である（例：猫についての治療行為は獣医師の独占業務であるが、ハムスターについての治療行為は獣医師の独占業務とされていない等の問題がある）

（４）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第１回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後５年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、講習会や予備試験が対面でできない状況が発生するかもしれないこと、また、全国各地に在住する現行の動物看護師や動物看護を学ぶ学生の利便性向上を図るため、eラーニングの活用を図っていただきたい。

また、大学や専門学校の授業においてeラーニングを活用することは、反転授業や事前事後学習の充実による学修の深化、時間割上の時間的余裕の確保、専門的識見を有した講師の不足などの問題に対しても、適切に対応することができるという利点を有するものである。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

診療の補助の範囲をどうするかに議論が傾きがちですが、まずは、チーム獣医療の中での役割、「獣医師には果たせず獣医療補助者にもできず、愛玩動物看護師のみが果たせる使命、業務、責務」がなにであるかを明確にすべきである、と考えます。そうでないと、愛玩動物看護師が単なる獣医師の補助者、サブとしてしか社会に位置づけられず、専門職としての地位確立を果たせなくなり、長期的には優秀な人材も集まりません。

診療の技術においては獣医師が行うものの一部を愛玩動物看護師も行える、という整理にしかなりえません。しかし、人における看護師の役割を参考にすると、「獣医師には果たせず一般補助者にもできず、愛玩動物看護師のみが果たせる使命、業務、責務」が必ずあるはずで、専門の先生方のしっかりとした議論をお聞きしたいところです。

業界内にはいない私が稚拙ながら考えますと、(1)専門的な知識の下に愛玩動物をよく観察し、飼い主とのコミュニケーションを図り、チーム獣医療のメンバーに情報を提供し共有する、(2)そのうえで診療に携わり、専門的な知識、考察を活かして看護し、治療回復につなげてゆく、(3)専門的な知識の下、愛玩動物の日常の生活をサポートする＝時間をかけて飼い主とコミュニケーションを図り信頼関係を構築し、適正飼養を促したり指導したりする…等々が思い浮かびます。忙しい獣医師や専門知識が不足する一般補助者では果たせない業務が数多くあり、それぞれが役割を果たすことでチーム獣医療が成立し、社会の獣医療に対する信頼が構築され、引いては動物愛護法に

則った人と動物が共に生きてゆく社会作りへとつながります。

こうしたことを基盤に、診療の補助の範囲を決めたり、コミュニケーション能力を培うカリキュラムを作ったり、というような作業を行うべきではないでしょうか。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

安全性の確保がもっとも重要である、と考えます。第1回会合で、西村座長が「獣医療は安全が第一であると思います。安全が全てのことに優先すると思います」と発言されたのに同意します。人の看護師制度においても、「静脈内投与が診療補助として認められたのは、2002年」という事例が紹介されましたが、獣医療においても当初はさまざまな問題、解決すべき課題が生じることが想像に難くありません。一般の人たちは、愛玩動物看護師について考える時にまず、人の看護師制度を思い浮かべ、同じような期待を抱き、プロフェッショナルであることに尊敬を抱くと思います。いえ、そういう存在にならなければなりません。

もし、制度開始して間もない時期に事故が起き安全を揺るがすようなことになってしまうと、愛玩動物看護師の信頼だけでなくチーム獣医療への信頼を大きく損なってしまいます。

また、当初はカリキュラムの整備や改善、施設整備、実習の機会の不足等、新型コロナ対策も相まってスムーズには進まないことが予想されます。

したがって、まずは、3年間という修学期間においてすべての学生がしっ

かりと学び実践できる範囲、安全を守りながら行えることに診療の補助をとどめ、飼い主とのコミュニケーション、適正飼養の指導等、ほかの重要な業務も踏まえて愛玩動物看護師として社会におけるポジションの確立、認知度向上を目指し、そのうえで診療の補助の範囲を広げてゆくべきではないか、と考えます。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要性がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

たとえば、衛生管理と一口に言っても、その内容、性質は実に多様です。院内の一般的な整理整頓、清掃等は補助者でも可能な部分があるでしょう。一方、微生物感染を防ぐ消毒となると、考えられ得る微生物の種類によって消毒剤の選択や使い方等異なり、求められる専門知識も技能も高度になります。

もしもの場合に深刻な被害となりそうなもの、つまりリスクの大きな業務については、愛玩動物看護師がカリキュラムの中で専門知識とスキルを蓄えて対応してほしい、と思います。したがって、愛玩動物看護師と一般補助者の役割、業務の仕分けについては、リスクの大きさに応じた目安が必要、と考えます。

（４）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

＜回答＞

現在働いている方々がスムーズに国家資格を取得できるように、という考え方に異論はありません。ただし、実践の中で培ったすぐれたスキルを持ちつつも、知識や技能に偏りがある、というような事態も想定されるかもしれません。不足する内容を埋めるような講習会等を開いてほしいと考えます。

国家資格取得者が、重要な業務に見合う対価、給与を得て、スキルを磨きながら働き続けられるようにするためにも、冒頭(1)の議論、いかにして唯一無二の専門職を確立するか、の議論が必要である、と考えます。細かな問題を解決しながら制度としての改善、浸透を図って行くことになる、と思いますので、長期的に実現を目指す愛玩動物看護師の「あるべき姿」と、そこに至るロードマップ（チーム獣医療の確立も含め）が作られれば、社会の理解や共感を得られやすいのではないのでしょうか。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

(1) 社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

国家資格になると、社会一般からは人医療における看護師と同等な仕事や役割と思われると考えられる。実際、法律制定後、大学や専門学校では受験生が増えており、また受験生以上に父母の期待（国家資格化されたので応援している等）も非常に高くなっている。また既に認定資格化されている米国や英国の認定看護師 registered nurse とも並列に考えられてしまうだろう。

「診療補助」や「愛玩動物の看護」「愛玩動物の愛護及び適正飼養」は、今までの動物看護師が担ってきたものであり、その中での差別化というところでは難しいところもあるかもしれないが、国家資格化とはその職業の中に【責任】と【自立】が課されるものであると考えるので、これらの中で資格があるからこそその【責任】を持てる役割を区別していく必要があるだろう。

具体的には、現在の自治体における動物愛護管理担当職員の起用が挙げられる。今回の愛護法改正では都道府県等に加え、市町村にも愛護管理担当職員を置くよう努めることになっている。現在、その職はほとんどが獣医師資格を持つ者によるが、獣医師でなくても苦情対応などできることはたくさんあるはずである。同様に現在は狂犬病予防法で獣医師に限るとされる狂犬病予防員についても将来的には範囲に含めることを検討していくことが望まれる。また一般企業や大学施設等における実験動物の飼育管理について、現在は（公社）日本実験動物協会が実験動物飼育技術者試験（1・2級）という資格認定をしているが、任用资格的なところで、愛玩動物看護師取得者は実験動物の飼育管理技術者として採用されるようになればと考える。

(2) 診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

- ① 法律において【獣医師の指示の下】という文言があることで難しいのかもしれないが、国家資格化では職業としての【自立】を考慮に入れるべきである。実際、現状においても『老犬介護』や『訪問看護』等で独立開業している動物看護師もおり、これらの業務に対してどう考えるか（【獣医師の指示の下】をどう解釈するか）という視点も必要と考える。
- ② 現状の動物看護師をみると、高度の知識技術を身につけて看護師になったもの（本学開学から10年以上経つ）と養成学校を出ずに（看護師としての養成を受けずに）直接動物病院に就職したもの（トリマー養成校なども含む）といった両極のものが混在している上で、全てをすくい上げようとするのは無理があると考えられる。しかし現実的には（すでに本学も10年以上経つとはいえ）、大学レベルの知識や技術を第1回から求めることは難しいため（国家資格化による職業に対する【責任】のため）、独占する業務範囲は自ずと低く、少ないものとなると思うが、今後、養成校/カリキュラムが決定し、その卒業生が多数を占めるようになったら、徐々に人医療の看護師のように業務範囲は広げていく必要があると思われる。そのため、法律の条文にはないが、動物愛護法のように業務範囲に関しては【5年毎の見直し】といったことを先に決めておくことを希望する。
- ③ 昨今のコロナウイルスにも通じるが、細菌やウイルスの種類に対応した消毒などの知識は重要である。獣医療においても消毒・滅菌の知識や技術、感染症に対する対応は必須であり、院内の衛生環境の管理、入院動物の管理（入院動物の看護計画）は愛玩動物看護師の業務にいれるのにふさわしいと考える。

④ 米国の registered nurse は州法で業務が決められており、その範囲は州によってかなり異なる。これらを参考に検討することも考えてほしい（20年前の状況しか知らないが、CAなどの西海岸（CAが一番業務範囲が高度で広がったように思う）やNYは比較的業務範囲が高度であったが、中西部や南部は比較的低く、採血などもできなかったように思う）。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

業務独占とはいえ、獣医師はそれを行うことが可能であるので、愛玩動物看護師がいなくても勤務獣医師あるいは本人（院長）はそれを行えるのであるから当初は混乱があるかもしれないが、それほど大混乱が起こるとは考えにくい。また人医療において、正看護師の下に准看護師、看護助手がいるように、愛玩動物看護師（資格者）と無資格者での仕事分担ができるように思う。20年前であるが米国の一般の動物病院に滞在していた際に、資格をもつ看護師と資格がない看護師（と看護助手）が勤務していたが、資格をもつ看護師は概ね上昇志向があり勉強家が多かった一方、資格のない看護師は「責任をもちたくないし、こっちのほうが気軽だし、お世話をしたりすることが好きだから（診療に関わるようなことは逆にしたくないので）資格をとろうとは思わない」と言っていた。このように全ての人々が資格を目指す、というように考えなくてもいいように思う。責任のある仕事をしたいという人に対してそのようにできる資格であってほしいと思う。

業務範囲については（2）にも書いたが、教育がバラバラであるしばらくは、講習会での担保での受験となるので、自ずと狭く、低くなってしまふのは当然だと思ふが（採血や注射、静脈カテなどを講習会で教えるのは難しいだろう）、現状、大学では教えているものもあり、これからの看護師であれば任せられるものは増えていくと考えられるので、教育と業務範囲に関しては定期的に見直しを行ない、業務範囲を広げていくことを希望する。

（4）制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

現任の動物看護師の教育が現時点ではバラバラであること、全国均等な内容で講習会を実施しなければいけないことを考えると、どうしても今回（初回）の業務範囲は低位になってしまうであろうことを鑑み、（2）にも書いたが、業務範囲の見直しについても5年毎に検討をし続けることができるよう希望する。また業務範囲を広げる（高度化する）ためには、教育内容の見直しも必要であり（例えば獣医学科のようにオスキーの導入など）、教育内容の見直しや、資格取得後の研修などについても共に検討する必要があるだろう。処遇については、国家資格化したから処遇がすぐに良くなることは考えられないし、ここで論議すべきことなのか自体が疑問である。例えば本学では修士や博士を取得後、動物病院に勤務するものもあるが、だからといって処遇が別格というところではない（獣医師も然り）。

第2回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会に向けたご意見

（1）社会から求められる愛玩動物看護師の役割について

第1回検討会において、愛玩動物看護師とはどのような存在か、また国家資格を取得した愛玩動物看護師が社会から求められる役割についてご意見がありました。

今後、愛玩動物看護師は様々な役割をもって活躍することが期待されています。その業務が「診療の補助（愛玩動物看護師のみ実施可能）」、「愛玩動物の看護」、「愛玩動物の愛護及び適正飼養」であることを踏まえ、社会から求められる役割及びそれら役割のバランスについて、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

愛玩動物看護師は動物診療施設において、診療の補助、看護を実施することは基より、動物がその動物らしい一生をつつがなく送るための支援者であり、動物の生活過程全般を整えることがその役割である。

今後は、地域社会においても愛玩動物看護師が専門職として同様に動物の愛護及び適正飼養に関する活動を広範に担う役割が重要となる。

動物診療施設だけでなく、愛玩動物其々の特性に精通した専門職として動物関連企業、自治体、教育機関などにおいて活動する場が拡大することを期待する。

（2）診療の補助の範囲について

第1回検討会において、国家資格を取得した愛玩動物看護師のみが実施可能となる「診療の補助」について、許容される診療行為が広範囲なものが望ましいといったご意見があった一方、安全性や3年間という修学期間への考慮、また人の看護師では長い時間をかけて業務範囲を拡げてきた経緯があるといったご意見もありました。

また、獣医師の指示のあり方についても併せて検討する必要があるとのご意見がありました。

このことを踏まえ、獣医師と国家資格を取得した愛玩動物看護師との役割分担について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

医療では、医師以外にも多くの専門職が存在し、動物医療では獣医師以外

の専門職は愛玩動物看護師のみであり、単純に医療と動物医療を比較することはできない。円滑な動物医療を推進するためにも愛玩動物看護師が幅広い診療補助業務を担うことが期待されている。

調剤に関して現場からも要望が高く、処方から薬の準備、お渡しまで獣医師でなければできないのか、よりスムーズで実践的な業務割りとして欲しい。

3年ないしは4年の教育で学生が卒業時に実践できるレベルまでの教育は難しい。獣医学生も卒業と同時に獣医師の業務全てが実践レベルではなく、勤務してはじめて気管挿管や手術など生体で経験するなど臨床に出て実践しながら修得していく。新たな有資格者となる愛玩動物看護師も同様に模擬実習での教育から臨床での修得をし、キャリアを積める専門職となるよう業務範囲を定めてもらいたい。

安全性の担保はもちろん必要です。

愛玩動物看護師は法の下で（そもそも法に違反したいものはいない）、業務を行います。「診療の補助を行わなければならない」のではなく「診療の補助を行うことができる」すなわち、獣医師からの指示がなければ愛玩動物看護師であっても診療補助行為は実施できませんので、獣医師の指示の下というところで一定の担保になっている。侵襲度が高い業務に対しては指示のあり方で分けをすることも可能である。また、指示者としての獣医師、実施者（受け者）の愛玩動物看護師の記名等ルールを設け、明確な指示の記録を残すことが安全性の担保に繋がる。

今回、日本がアジア初の動物看護師の国家資格となりますが、業務内容、カリキュラム共に世界レベルを見据えて定められることを希望します。

（3）国家資格取得者と未取得者の役割について

第1回検討会において、国家資格未取得者との差別化を図る必要がある、衛生管理など専門性が求められるものは愛玩動物看護師のみが実施できる診療の補助としてはどうか、といったご意見があった一方、一般的な業務まで独占業務の範囲とした場合、国家資格取得者が少ない段階では現場で混乱が生じる可能性がある、愛玩動物看護師以外のスタッフも働き続けられるといった視点が必要である、とのご意見もありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、業務独占については、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮することとあります。

このことを踏まえ、国家資格取得者とそれ以外の補助者の役割について、どのようにお考えかをご回答ください。

<回答>

動物へ侵襲を与える行為は無資格者は行えない。健康状態にある動物と飼育者への介入は可能とし、傷病動物とその飼育者に直接関与し援助するのは愛玩動物看護師とする。

附帯決議の内容を鑑み、愛玩動物看護師が充足するまで業務独占の一部に関して経過措置期間を設けることも検討してはどうか。

同時に、名称独占についても現任者の経過措置の期間は「認定動物看護師」の名称の使用を可能として欲しい。現任者の国家資格取得には数年を有し、現場での名称使用は必須であり、混乱を避けるため。

(4) 制度の円滑な導入、段階的な移行及び処遇について

第1回検討会において、現任者がスムーズに国家資格を取得できることが望ましいといったご意見がありました。また、愛玩動物看護師法が成立した際の附帯決議において、現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること、法の施行後5年を目途として、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保等の状況等について検討を加えることとしています。制度の円滑な導入や段階的な移行、国家資格取得者の処遇についてのお考えや留意事項がございましたらご回答ください。

<回答>

現任者がスムーズに国家資格を取得するためには、講習会と予備試験への参加が必須です。動物病院・獣医師の皆様にご理解をいただけるよう、獣医師・動物病院関連団体の方々から働きかけをお願いしたい。

次に講習会については、オンライン講習会をぜひ取り入れていただきたい。講習会費用のほか、講習会会場までの旅費・宿泊費が必要になる方がほとんどであり、そのためには勤務も休まねばなりません。

当然、全員が一斉に休むことになれば動物病院の診療にも差し障りが生じます。

勤務実態アンケート^(※)の結果を見ると、受験を迷う理由の一つに費用のこ

とが挙げられています。現任者の多くは統一認定機構の認定動物看護師資格を取得していますので、その資格取得までにも多くの時間と費用を費やしています。時間と費用の両方を考え、オンライン講習を取り入れていただきたい。

さらに、認定動物看護師を取得している動物看護師については、講習会の一部免除、予備試験の科目免除等の措置があっても良いのではないかと考えます。

※「動物看護師の勤務実態に関するアンケート調査」一般社団法人日本動物看護職協会
http://www.jvna.or.jp/wpcms/wp-content/uploads/2020/06/jvna_20200701_report.pdf

